

北医療生協ヘルパーステーション運営規程（自由契約）

（事業の目的）

第1条 北医療生活協同組合が開設する北医療生協ヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う自由契約サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者、名古屋市高齢者日常生活支援研修等修了者を含めた訪問介護員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方もしくは事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 自由契約の提供にあたっては、現在介護もしくは障害福祉にて契約されている方がご自宅で生活するにあたり、介護保険や障害福祉では保険対象外のサービス提供を実施するものとする。
- 2 サービス提供の範囲は事業所で決定し、関係者に連絡したのちに開始することとする。
 - 3 契約者本人のみでなく家族の援助も含む可能性があるが、それも自由契約の内に含む。しかし、特別な配慮が必要な場合などは受けることはできない。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 北医療生協ヘルパーステーション
- （2）所在地 名古屋市北区城東町5丁目114番地

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

ア サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、以下の職務を行う。

(ア) 利用の申込みに係る調整をすること。

(イ) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席等により居宅介護支援事業者等と連携を図るとともに、居宅介護支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

(ウ) 訪問介護員又は名古屋市高齢者日常生活支援研修等修了者（以下「訪問介護員等」という。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

(エ) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導等、その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

イ 訪問介護員等

訪問介護員等は、サービスの提供に当たる。

(ア) 訪問介護員 2. 5名以上（常勤換算）

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び8月15日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 9:00～17:30とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

[自由契約サービス]

(1)

(2)

(利用料その他の費用の額)

第7条 自由契約の事業を提供した場合の利用料の額は、当事業所が定める基準によるものとする。

2 サービスをうける予定日時の24時間前までに連絡なく利用キャンセルをした場合には、利用者の合意のもと1回につき1000円を徴収するものとする。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、北区、東区の一部（当該事業所から3km以内）とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置く。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練等を行う。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（掲示）

第 13 条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（身体拘束等の禁止）

第 14 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（秘密保持等）

第 15 条 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないものとする。

2 事業所は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業所等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 16 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(利益供与等の禁止)

第 17 条 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対してその事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しない。

(苦情解決)

第 18 条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供したサービスに関し、名古屋市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、名古屋市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を名古屋市に報告する。

5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 11 月 15 日から施行した。

この規程は、平成19年1月1日一部改訂した。

この規定は、平成20年4月1日一部改訂した。

この規定は、平成20年10月30日一部改訂した。

この規定は、平成21年6月25日一部改訂した。

この規定は、平成22年7月1日一部改訂した。

この規程は、平成23年6月1日一部改訂した。

この規定は、平成24年6月1日一部改訂した。

この規定は、平成25年9月1日一部改訂した。

この規定は、平成26年6月21日一部改訂した。

この規定は、平成27年4月1日一部改訂した。

この規定は、平成27年9月1日一部改訂した。

この規定は、平成28年6月1日一部改訂した。

この規定は、平成28年7月1日一部改訂した。

この規定は、平成29年6月1日一部改訂した。

この規定は、平成29年11月1日一部改訂した。

この規定は、平成30年6月1日一部改訂した。

この規定は、令和2年6月1日一部改訂した。

この規定は、令和2年10月1日一部改訂した。

この規定は、令和3年4月1日一部改訂した。

この規定は、令和3年6月1日一部改訂した。

この規定は、令和4年6月1日一部改訂した。

この規定は、令和5年4月1日一部改訂した。

この規定は、令和6年4月1日一部改訂した。

この規定は、令和6年10月1日一部改訂した。